

令和4年度第11回松江市教育委員会会議議事録

日時：令和5年2月14日（火）10：00～

場所：教育委員会室

出席委員：藤原教育長、多々納委員、塩川委員、金津委員、原田委員

事務局：寺本副教育長、成相副教育長、教育委員会次長（教育総務課長）、学校管理課長、学校教育課長、生徒指導推進室長、発達・教育相談支援センター所長、学校給食課長、生涯学習課長、中央図書館事務局長、青少年支援センター事務局長、皆美が丘女子高校長、皆美が丘女子高校事務長、子育て部次長（子育て政策課長）

1 開会宣言（藤原教育長）

○藤原教育長

本日の会議は、報告が2件、議案が7件、その他報告4件となっている。本日、非公開に該当する案件はないと聞いているが、事務局、それでよろしいか。

○事務局

そのとおりである。

○藤原教育長

それでは、会議規則第2条に基づき、本日の委員会は全て公開とする。

また、本日も新型コロナウイルス感染防止対策のため必要な措置を講じた上で開催する。出席者については、説明者など必要最小限の人数での対応とすることにしていくため、御理解をいただくようよろしくお願いします。

2 会議録署名者の指名（多々納委員、塩川委員）

3 報告【報告2件】

○藤原教育長

本日、報告が2件提出されている。

それでは、事務局より説明をお願いします。

【報告第 12 号 「いじめ問題への学校の取組状況」について】

○生徒指導推進室

議案集の 2 ページに「別紙」として概要を整理しているため、その他の各資料と見比べながら確認いただきたいと思います。

この「いじめ問題への学校の取組状況」については、いじめ問題対策連絡協議会の意見を踏まえ、資料 1 の「いじめ問題への学校の取組振り返りシート」を活用して全教職員の振り返り調査を実施し、学校で取りまとめたものを市教委事務局へ提出して連絡協議会へ報告するものである。

教職員や学校の実態をより丁寧に把握するため、昨年度にシートを改良した上で、今年度も調査を実施した。個々の意見を集約し、項目ごとの平均値を出すとともに、学校として良かった取組や課題を抽出して報告を求めたものである。

そして、各校に対しては、この評価結果を踏まえた取組の課題について 3 学期中に職員会議等で協議し、次年度に向けた改善策を立てるよう依頼しているところである。

5 ページの資料 2 は、項目ごとに昨年度との比較をグラフに表しているものである。小学校・中学校とも多くの項目で高い水準にあり、いじめについての共通理解や対応がおおむね定着していることが伺える。

また、各校において、機会をとらえて伝えてきた初期対応や組織的対応の意識が高まっていることや、日常的に子供の理解や関係づくり、環境づくりを推進している状況は喜ばしいと考えているところである。

一方で、保護者・地域への積極的な情報発信や連携した取組、いじめ問題に関する研修への参加機会が不足していることが課題として挙げられる。

続いて、6 ページからの資料 3 について簡潔に説明する。まずは、小学校で今年度、特に良かった取組の上位 3 つについて報告する。

1 つ目として、「アンケート QU や生活アンケート、教育相談等によるいじめの早期発見・早期対応」は 24 校あった。2 つ目に、「迅速な事実確認・情報共有・組織的な対応」が 20 校。3 つ目として、「日常の観察、教育相談等による児童の不安や悩みの解消」が 15 校。同じく第 3 位として、「児童や保護者が相談しやすい関係や環境づくり」が 15 校あった。

続いて、中学校で今年度、特に良かった取組の上位 3 つについてである。

1つ目としては、「素早い初期対応・校内体制による組織的な対応」が12校。2つ目として、「アンケートQUを活用した生徒への声かけや教職員の情報共有」が9校。同じく第2位として、「日常の観察、教育相談等による生徒の不安や悩みの解消」が9校であった。

皆美が丘女子高等学校については、「生徒同士や教職員と生徒との良好な関係づくりに努めた。」といった取組が報告されている。

一方、次年度に向けた課題・改善点としては、小学校・中学校ともに次の2つが多い。1つ目としては、「学校便りや学級便り・ホームページ等を活用した情報発信、保護者や地域との連携」、2つ目として、「校内研修会の充実、校外研修会への積極的な参加」である。皆美が丘女子高等学校からは、「人間関係づくりや保護者への発信などを改善したい。」と報告があった。詳細については、改めて資料を御覧いただきたいと思います。

補足になるが、先般のいじめ問題対策連絡協議会において、委員の1人から「この調査結果は十分高いレベルにあるため、先生たちが窮屈にならないように取組を進めてほしい。」といった意見があった。我々も同じように考えているところである。

生徒指導推進室としては、校長会や教頭会において、又は指導主事が学校を訪問する際に、いじめ認知やそのケースワークの好例について紹介したり、各校においては、自校のケースを基にした研修を促したりするなど、松江市全体のいじめに対する意識と実践力がより高まっていくよう、引き続き学校に対して働きかけたいと考えている。

報告は以上である。

○藤原教育長

説明が終わった。何か質問や意見はあるか。

○原田委員

10ページの具体的な改善案のところを少し読ませていただいたのだが、すごく良いと思うことがたくさんあり、その中でも「道徳や学級活動、人権週間などでいじめ問題に取り組んだことを、学校便りや学級便りを通して保護者へ伝える。」ということは是非ともやっていただきたいと思います。いじめといっても、何となくはそのような雰囲気があったとしても、実際にいじめが起きたときには、大体「それがいじめだとは思

わなかった。」など、ささいなことがだんだんこじれて大きくなっていくことなどがあると思うので、やはり具体的な事例を出して、「こういうことがあったら、この子はこのような思いをする。」など、そういったことを指導したり啓発したということを是非とも保護者にも伝えるようにしていただきたい。12 ページに「いじめ防止対策委員会のことはホームページなどで掲載しているが、PTA 総会などでも「ことば」で発信していくとよい。」という意見があるが、そのようにことあるごとに発信していただくと浸透しやすいのではないかと思った。是非この具体的な改善案を進めていただけたら良いと思う。

○生徒指導推進室

承知した。教職員の中ではいじめの認知や対応に関する意識が高まっており、実践力も高まっていると思うが、保護者等への発信についてはまだ十分ではないと認識しているため、今後はその辺りのことにも努めていきたいというように考えている。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

○多々納委員

感想だが、このいじめのアンケートを行っていただくことが、先生方のすごく良い振り返りになると思う。その振り返りを基に、先生方自身がいろいろな観点からまた次の課題を定義されて、研修ひとつとっても、「研修をしよう。」という、何か強制的なものに思いがちであるが、先生方自身が「やはり研修は必要だ。」と感じるようになると思う。

また、先生方も教職年齢が多様であるため、短い方もいれば、ベテランの方もおられる。いじめの定義そのものが何年か前に大きく変わり、今までは「いや、そういうことはいじめではなくて、子供同士のたわいもない戯れだ。」と、遊びの一部のように感じていたことも、「当事者がいじめだと思えば、もうそれはいじめなのだ。」ということになる。その辺りのことも先生方はいろいろ記録しておられるため、やはりこういうアンケートをとっていただくことが、先生方が振り返ったり、今後の対応を考えていただくためのすごく良い機会になっているのではないかと思う。先生方の御負担

にならない程度で、こういう取組をしていただけたら良いと思う。

それから、原田委員もおっしゃったが、やはり保護者や地域の方々との連携ということも大事であるため、その辺りのことも含めながら対応をよろしくお願いしたいと思う。

1点質問なのだが、9ページの皆美が丘女子高校の取組で、上から2行目に「毎日女子帳のやりとり」とあるが、この女子帳というのは何なのか。

○皆美が丘女子校

女子帳というものは、入学したときからずっと3年間、年度ごとに変わるが、生徒たちが毎日担任と交わす交換ノートのようなものである。1日を振り返ってどうだったか、家でどうだったかということを書いて、それに担任が全部目を通して、そこに書いてある記述について気になることは都度生徒に尋ねている。

そういうことを通して、面談という改まった場でないところでもつながりを作って、その中で生徒がいろいろなことを担任に話をしたりする中で、「これはちょっと注意が必要だ。」と思うことについては、学年会で共有したりというような形で、生徒の気持ちに寄り添うことを続けている。

○多々納委員

承知した。すごく良い趣旨だと思う。小学校などでは担任と子供たちとのやりとりは割とよく行われるが、高校生にもこういうきめ細かい指導をなさっているというのは非常に良いことだと思ってお聞きした。

名前が女子高なので女子帳という名前なのか。

○皆美が丘女子高

正式には「素敵女子帳」という名称である。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

○塩川委員

失礼する。御説明、感謝する。学校に限った話ではないが、御承知のとおり、危機管理の原則はよく「さしすせそ」と言われるが、先ほど御説明があったように、私も特に「素早く」ということと「組織的に」ということが一番重要だと思っている。

先ほどの説明にもあったように、各学校とも素早く組織的に対応していただいているということで、今後も引き続きよろしくお願いしたいと思う。

それから、教職員のいじめに対する認識については、先生方で共通理解をしていただいていると思う。常にアンテナを張って情報収集等を心がけていただいていると思うが、正規の教職員だけではなく、サポートワーカー等々今はたくさんの方が学校で勤務されているため、より多くの目で教員の前以外での様子も含めて児童生徒の様子を見ていただき、たくさんの方からの情報を学校として敏感に把握していただければ、より素早く組織的な対応ができるのではないかと思いますので、よろしくお願いしたいと思う。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

……………質問・意見なし……………

室長、どれだけ幅広にいじめというものをとらえているのかということについて、少し事例を挙げて説明してもらいたいのだが。

○生徒指導推進室

いじめの認知については、今までは暴力的なものであるとか、暴言であるとか、端から見ても分かるようなことをいじめとしてとらえていたのだが、例えば、最近では、「自分が実験をしているときに、自分は友達のようにサボりたくないのだが、ついつい言えなくて、そうせざるを得なかった。それも嫌な思いをしたため、いじめだ。」ということで、そういう気持ちになった子をいじめの被害者として挙げるといったケースも出てきている。

それは本人からの訴えもあるが、教員がそれを見て、「どうしたのか。」という声掛けをして、「嫌な思いをしたため、学校としてはこれをいじめとして認知しよう。」といった、端から見ると極端かなというようなことについても拾っていくような事案もある。

○成相副教育長

少しだけ付け加えさせていただく。多々納委員からもお話があったとおり、法律が変わっていじめの定義が変遷してきたのだが、今の法律上のいじめの定義に照らし合わせると、学校で起こるトラブルはほぼいじめに該当する。法律では、関係がある相手からの言動によって嫌な思いをすればいじめになるということであるため、例えば、A君とB君がけんかをした、お互いどちらも引かないので、「これは昔でいうと1対1のけんかだ。いじめではない。」ということになるのだが、法律に照らし合わせると、A君とB君がお互いにけんかをし合ったら、これはいじめが2件というカウントになる。どちらもやったし、どちらも嫌な思いをしたため2件となる。

法律に照らし合わせると、トラブルの全てがいじめになる。専門家の研修を受けたときに、「ある男の子が女の子に告白をした。女の子が「私は好きな人がいるため、付き合わない。」と言って、男の子はショックを受けた。」という事例について、「これも法律に照らし合わせるといじめだ。」とのことであった。そうすると、学校で起こるトラブルはほぼいじめとして扱うことができるわけなのだが、そこを全て学校が取り上げるわけではなく、それぞれのラインを引いて、例えば親に報告したほうが良い案件はカウントするなどということになっている。

ただ、教職員がみんなでそのようなことを勉強して、それぞれで定めたラインですぐ集まって、例えばA君とB君のけんかについても、よくよく聞くと実はどちらかのほうが力が上で、B君もやりあっているのだが、だんだん嫌な思いが深まってきているというような場合は、ただのけんかで済ませないほうが良いということになる。そのため、そこは教職員がしっかりと確認するのだが、問題は保護者世代がいじめというものについて以前のような感覚があり、「いじめ」と聞いただけで、「うちの子がいじめたのか。」とか、「いじめられたのか。」といった、少し噛み合わない部分があるため、学校はその定義も含めて丁寧に説明をしていく必要があると考えている。

以上である。

○藤原教育長

先ほど説明があったように、いじめというものに対する定義を随分と幅広にとらえて取り組んでもらっている。それは、やはり自分がやられたら嫌なことは人にもしな

いということを、初動で、それがあったときにすぐみんなで確認をする、そうやって学習していくということが、いじめをなくしていくための基本的な対応策になっていくのだろうと思っている。

したがって、先ほどの定義でいくと、いじめの件数はものすごく増えていくことになるが、現場での相互学習ということで考えると、前向きにとらえられるのではないかと考えているところである。やはり初動の大切さを常に申し上げているため、それを徹底できていくことによって、課題を少しずつ解決していくことにつながると思う。

先ほども説明があったとおり、やはり「いじめ」という言葉が、どうしても先入観というか、誤った判断の1つの根源になることもあるように感じている。いずれにしても丁寧な説明をしていくということが一番大切であろうと思っているので、よろしくお願ひしたいと思う。

それでは、報告第12号については以上とする。

【報告第13号 松江市教育委員会表彰の決定について】

○生涯学習課

議案は13ページである。これは松江市教育委員会表彰規程に基づく公民館関係者の表彰である。公民館長は10年以上、公民館運営協議会会長は12年以上、公民館職員は15年以上の勤務年数の方が対象となる。

14ページに一覧を載せているため、そちらを御覧いただきたい。各地区の公民館運営協議会会長宛てに通知し、それぞれから対象者を推薦いただいている。今年度は、公民館長は該当者なし、公民館運営協議会会長の部は記載の3名、公民館職員の部は記載の4名である。

なお、表彰については、3月に公民館運営協議会会長・公民館長合同会議を開催予定であり、その会議に併せて表彰式を執り行う予定としている。

報告は以上である。

○藤原教育長

説明が終わった。何か質問や意見はあるか。

………質問・意見なし………

それでは、報告第13号については以上とする。

4 議事【議案 7 件】

○藤原教育長

本日、議案が 7 件提出されている。

それでは、事務局より説明をお願いします。

【議第 48 号 令和 4 年度松江市一般会計補正予算（第 11 号）（教育予算）の調製依頼について】

○教育総務課

議案は 15 ページからとなる。この議案については、2 月議会において、教育委員会・教育予算に関する補正予算について、松江市長に調製依頼をするものである。

この度調製を依頼する補正予算についてであるが、国の補正予算に呼応し、令和 5 年度予算執行予定の事業を前倒しするものが主な内容となっている。

17 ページを御覧いただきたいと思う。こちらの別紙 1 については、事業ごとの歳出額の調製依頼額にその財源である歳入額の調製依頼額を併記している。

また、19 ページからの別紙 2 については、歳入・歳出ごとに科目順に調製依頼額を記載している。

また、別紙 1 で記載している事業名の前の丸囲みの数字については、別紙 2 の丸囲みの数字に対応している。

それでは、別紙 1 により補正予算の主なものについて説明したいと思う。17 ページを御覧いただきたい。

まず、1 番目のところについてであるが、国の補正予算に対応し、令和 5 年度予算で執行予定であった事業の前倒しを行うもので、令和 5 年度に予算を繰り越して事業を実施するものである。

まず、最初に学校の整備等に関するものについて御説明する。一番上の 26 番の揖屋小学校整備事業費についてであるが、東出雲にある揖屋小学校の長寿命化を実施するもので、この長寿命化については、屋内運動場の長寿命化、校舎の増改築、校舎の長寿命化の 3 段階に分けて整備を実施する計画である。今回の補正予算については、屋内運動場の長寿命化と、それに併せて法面对策の調査設計を行うものである。

財源についてはその右側の歳入の欄に書いているが、②の国の交付金と⑱の市債を

財源の一部とするものである。

後ほど令和5年度の当初予算を議案にしているため、そちらでも御説明するが、校舎の増改築については令和5年度の新年度予算により事業を実施する計画である。

次に、トイレの改修事業についてである。学校のトイレの洋式化などの改修に引き続き取り組むものである。㉔が小学校、その3つ下の㉕が中学校のもので、小学校については、大庭、持田、朝酌、雑賀の4つの小学校が対象であり、中学校については、四中、本庄中、八雲中の3つの中学校の改修を行うものである。

財源については、先ほどと同様に国の交付金と市債を財源の一部とするものである。

次に、空調設備に関する事業についてである。上から3番目の㉖空調改修事業が小学校に関する空調のもので、その下の㉗が特別教室の空調を整備する事業である。㉖については、津田小、母衣小、朝酌小、川津小の4つの小学校が対象であり、㉗の特別教室の空調については、本庄中、湖北中、玉湯学園の後期課程に該当するところの3つの中学校の特別教室が対象である。

それから、その2つ下になるが、幼稚園空調設備整備事業費については、幼稚園の空調の整備を行うものである。城北幼稚園、母衣幼稚園、津田幼稚園、古志原幼稚園、川津幼稚園の5つの幼稚園が対象である。

それから、その2つ下の㉘・㉙で併記しているが、学校給食施設整備費は西学校給食センターと東出雲学校給食センターの空調の整備を行うものである。

財源については、こちらも国の交付金と市債を財源の一部とするものである。

最後になるが、児童クラブの施設整備に対する事業である。一番下のところになるが、㉚放課後児童健全育成事業費は、八雲町地内の児童クラブ定員確保のために、施設整備を行う民間事業者に対して補助金を支給する事業である。国及び県の交付金と市債を財源の一部とするものである。

続いて、2番目のものの説明に移らせていただく。こちらも国の補正予算に対応するものであるが、こちらは当初令和5年度に計画しているものではない。こちらについてもこの補正予算で対応するが、令和5年度に予算を繰り越して事業を実施するものである。

内容としては、市立学校の児童生徒や幼児が登校・登園等に利用するスクールバスや送迎バスに置き去り防止用安全装置を設置し、安全対策を行うものである。㉛のスクールバス運行事業費が小中学校のスクールバスに対するもので、その下の㉜子ども

の安全・安心対策支援事業費が設置が義務化されている公立幼稚園の送迎バスに対するものであり、それぞれ国の補助金を財源とするものである。

続いて 18 ページを御覧いただきたい。3 番目は、コロナ禍における原油価格・物価高騰の緊急対策関係諸費である。この一般管理費についてであるが、学校の電気料金を増額するものである。⑳については小学校が対象、㉑については中学校が対象で、財源は全て一般財源である。

その下の 4 番目は給与改定によるものである。こちらについては、正規職員の人件費であり、手当の見込みの増等によるものである。

それから、会計年度任用職員についてであるが、11 月議会で可決された会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う期末手当等の増である。

該当の事業についてはこの 18 ページには記載していないが、別紙 2 に掲げている事業として、正規職員の人件費に該当するものが、③、㉒、㉓、㉔の 4 事業となっている。

そして、会計年度任用職員の人件費については非常に数が多く、全部で 27 事業ある。番号だけ申し上げると、②、④、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、のこちらの 27 事業である。

説明は以上である。よろしく願います。

○藤原教育長

説明が終わった。何か質問や意見はあるか。

○多々納委員

㉖のところの屋内運動場という記載があるが、これは体育館のことか。初めて屋内運動場というのを聞いたもので。

○玉木次長

分かりにくい表現で申し訳ない。体育館のことである。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

○金津委員

一般管理費の上がっているところは、ほぼ電気料金だと思うが、1 校あたりどのくらい上がっているのか。

○学校管理課

学校は 47 校あるが、熱源が電気だけではなくて重油などほかの熱源もあるので、電気料金のアップ分については、一概にいくらということが言えないのだが、御承知のとおり、電気・ガスを中心に値上がりしており、毎回のように補正させていただいている。

この度の補正については、市場価格調整単価に使用電力量を掛け合わせた市場価格調整額というものが電気料に新たに設置されたため、これを計上させていただいている。説明不足だとは思いますが、以上である。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、お諮りをしたいと思う。議第 48 号について、承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第 48 号は承認された。

【議第 49 号 令和 5 年度松江市一般会計予算（教育予算）の調製依頼について】

○教育総務課

議案は 29 ページからとなる。

31 ページを御覧いただきたいと思う。31 ページに松江市全体の一般会計の令和 5 年度の当初予算額と令和 4 年度の当初予算額とそれぞれの比較、それから教育費並びに教育委員会所管の予算の総額を記載させていただいている。

まず、松江市全体の予算額から説明させていただきたいと思う。この表の一番上の白抜きになっているところであるが、一般会計という記載の横のところを見ていただ

きたい。令和5年度の松江市全体の予算額は1,035億1,500万円ということで、これは令和4年度の当初予算と比較をすると、金額で6,300万円、率として0.1%の減ということで、ほぼ前年並みの予算が組まれているという状況になっている。

その2つ下のところを御覧いただきたい。教育委員会の所管の予算について記載している。調製依頼をする教育委員会所管の予算額が97億2,376万円となっており、前年度と比較をすると、金額で13億8,129万9,000円、率として16.6%の増となっている。

一般会計に占める教育委員会所管の予算の割合についてであるが、令和4年度は一般会計の中の8.1%を占めていたが、令和5年度は9.4%ということで、1.3ポイント増となっている。

これについては、事業の規模が大きなものもあるということもあるのだが、常々教育委員の皆様からも「必要な予算はしっかり確保するように。」と言っていること、それから議会からも同じような声をいただいているため、財政部局等にしっかり説明をしたことによって、予算の調製額が増えたというところではないかと思っている。

それでは、この13億円の増の主な点について説明させていただきたいと思う。

この表の下段のところに教育費を載せている。①に教育委員会所管計を載せているので、そちらを御覧いただきたいと思う。教育委員会の予算の中で「項」として、教育総務費、小学校費、中学校費、高等学校費、社会教育費、保健体育費と大きくくくりで費目が設定されている。

その費目で一番大きく増えているのが社会教育費である。令和4年度と比較をすると、約8億9,000万円の増となる。この増の中身についてであるが、現在大規模改修を実施している総合文化センターの整備費が約5億4,000万円である。それから、令和5年度に工事着工する竹矢公民館の整備事業費が3億3,000万円の増となっている。

次に大きな金額となっている費目が一番上の教育総務費であり、約2億2,000万円の増となっている。この内訳としては、教職員用のパソコン更新などの学校ネットワーク推進事業費が約1億5,000万円。それから、児童生徒の送迎を行うスクールバス整備事業費が4,000万円の増加となっている。

次いで大きくなっているのが小学校費である。こちらが約2億円の増となっている。こちらについては、先ほどの補正予算と同様に光熱水費などの一般管理費が増となる

ものである。

次に、主な事業の概要について説明したいと思う。32 ページを御覧いただきたい。この主な事業の概要については、課単位で代表的な事業を掲載させていただいている。その中で主なものについて説明を差し上げたいと思う。

まず、教育総務課からである。揖屋小学校整備事業費（継続費）は、先ほど補正予算の議案でも少しお話をさせていただいたが、全体の事業計画の中の2つ目の事業になる揖屋小学校長寿命化に関連する校舎の増築を行うものである。こちらについては令和5年度、令和6年度の2ヵ年での事業ということで、継続費である。

それから、その下の乃木小学校基本構想策定事業費についてである。乃木小学校の立地については、接している道路が非常に狭かったり、児童が多いということで、工事期間中の児童の安全確保や工事車両の動線など、いろいろな制約が多い。そのため、老朽化が進行している乃木小学校の長寿命化などの整備に先立ち、既存施設の調査を実施して設計条件の整理等を行い、整備方針を検討するものである。

その下の学校留守番電話整備事業費はそれぞれ小学校・中学校とある。こちらは勤務時間終了の一定時間以降は、学校への電話に対して応答サービスで対応するという事業を実施するもので、令和5年度は児童生徒数が300人を超える大規模学校から順次導入していく予定であり、令和6年度、令和7年度でも事業を進めていき、最終的に令和7年度で全ての学校に導入する計画である。

続いて、皆美が丘女子高についてである。魅力化事業については、御承知のとおり女子高の魅力化を推進する事業であり、外国語大学での受講や学生との交流といった新たな取組を行いたいと考えているところである。

それから、令和4年度に引き続き、生徒が自分の夢や目標をかなえるための夢サポートプロジェクト事業を実施するとともに、今まで以上に活動を広くPRして、定数の確保に努めてまいりたいと考えている。

続いて、学校教育課についてである。「夢☆未来」ふるさと・キャリア教育推進事業費は、先般の総合教育会議でも御覧いただいたとおり、松江城授業や出前授業、いきいきゲーム・職場体験等を通して、ふるさと教育・キャリア教育を推進していくものである。

33 ページを御覧いただきたい。学校図書館司書配置事業費については、これも引き続き各学校の図書館に司書を配置するものであり、学校図書館の活用教育の推進を図

っていくものである。

その下の ICT 活用教育推進事業費とその下の学校ネットワーク運用事業費については、先ほども少し触れさせていただいたが、今は教職員が授業で使うパソコンが 1 人 1 台ないため、教職員用のパソコンの更新として、授業で使うパソコンと公務で使うパソコンの 2 つの機能を 1 つにできるものを導入していくための予算を盛り込んでいくものである。

それから、ネットワーク回線の増強整備を行い、スピードアップを図るもの。既に整備が終わっているタブレットや電子黒板等を最大限活用し、学力の育成を図っていくものである。

それから、一番下のコミュニティ・スクール推進事業費についてであるが、御承知のとおり令和 4 年度に全ての学校で学校運営協議会の設置を終えている。これからは一層の充実を図ってまいりたいと考えている。

34 ページに移る。生徒指導推進室についてである。2 番目のところに不登校児童生徒オンライン支援事業費というものを掲載している。これは令和 5 年度に取り組む実証事業である。不登校にある児童生徒とつながって学べる環境を提供できるよう、オンライン授業配信を行い、その効果を検証するものである。なお、これは不登校支援に係る令和 6 年度からの本格的な環境整備に向けた試行的な事業と位置付けている。

その下は発達・教育相談支援センターについてである。特別支援学級介助員配置事業費及び特別支援教育支援員配置事業費は、引き続き介助員や支援員を配置し、子供たちへの支援の充実を図るものである。なお、令和 5 年度については、2 名の増員ということで、更なる充実を図ってまいりたいと考えている。

それから、一番下の医療的ケア児支援事業費は、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行に伴い、令和 5 年度から医療的ケア児が入学する小学校 1 校へ看護師を派遣するものである。

その下は生涯学習課についてである。東出雲複合施設整備事業費については、建設工事の 2 年目で、最終年度である。後ほどの条例改正の調製依頼に関する議案の際にも説明するが、令和 5 年 6 月に移転オープンするものである。

同じく、その下の竹矢公民館整備事業費については、先ほども御説明したとおり、竹矢公民館の建て替えを実施するものである。

35 ページに移る。一番上の総合文化センター整備費については、建設工事の 2 年目

で、これも最終年度であり、令和6年度のリニューアルオープンに向け整備を行うものである。なお、併せてパイプオルガンのオーバーホールも実施するものである。

その下の総合文化センターリニューアル事業費についてであるが、令和6年度のリニューアルオープンに向け、様々な準備を行うものである。

その下は中央図書館についてである。中央図書館再開準備事業は、総合文化センターのリニューアルオープンより早く、10月に再開を予定しており、その準備を行うものである。

その下は子育て政策課についてである。(仮称) 揖屋こども園改築事業費は、揖屋幼稚園及び揖屋保育園を統合し、現在の敷地内に新築移転をするものである。

説明は以上である。よろしくお願いします。

○藤原教育長

説明が終わった。何か質問や意見はあるか。

○原田委員

他部局所管のところについてであるが、芸術文化費というものが24%増となっているので、その説明をしていただきたい。

○教育総務課

詳細な事業の中身は分からないが、増えている事業費だけ説明をさせていただきたいと思う。

芸術文化費で金額が大きなものとして、小泉八雲の振興事業費というものが4,000万円余り計上されている。それから、茶の湯文化振興事業というものが1,800万円余り計上されているということである。

○原田委員

それらの芸術なども教育と関わる部分だと思う。是非ともそういう事業があるときには、子供たちが一緒に参加するなど、うまく関わっていけると良いと思うので、よろしくお願いします。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

○塩川委員

市全体の予算が減る中で、教育委員会所管の予算がアップしたということで、教育長以下、いろいろな努力があったのではないかと思います。感謝する。

ハード面については、整備計画等に基づいてやっておられると思う。ソフト面でも予算を伴う新規事業がたくさんあると思うが、予算増に伴って成果が出ることを期待しているところである。

特に注目しているのが、先ほど説明があった 34 ページの生徒指導推進室のオンライン支援事業で、これは令和 6 年度からの整備に向けた実証事業ということであるが、非常に画期的な試みではないかと思っている。

実証事業としていろいろな試みをしていただきながら、これが各学校に生かせるような取組になれば、不登校生徒への対応として非常に有効な手段になるのではないかと思いますので、期待している。

○藤原教育長

何か決意表明を。

○生徒指導推進室

令和 3 年度は、小学生・中学生合わせて 500 人余りの不登校の子供たちがいた。どこもつながらない子供をなくすという大きな目標に向けた試みとして、来年度はこういったオンライン授業の配信によって、子供たちとつながるということを試しにやってみたいと考えている。

熊本市が先進的に取り組んでいるため、そこへ視察に行くようなことも含めて、松江市として何ができるかということをしかりと考えていきたいと思う。

学校は一生懸命アプローチをしているのだが、そこもなかなかつながることができない子がいるのが現状である。そのために、我々教育委員会と子供たち・家庭がつながるようなこともやってみて、実証してどうだったかという効果を検証したいと考えている。

以上である。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

○金津委員

私も不登校生徒のオンライン支援事業についてお尋ねするが、これは丸一日やられるのか、そしてどういう内容なのか。あと、実証事業ということで実験的に始めると思うが、対象として小6・中1という学年を選んだのはどのような理由か。

○生徒指導推進室

さすがに丸一日は難しいと考えており、午前中は生徒指導推進室や学校教育課に指導主事がいるため、時間単位で交代して、例えば「この時間は理科を少しやるよ。」とか、「算数・数学をやるよ。」というように、あらかじめ伝えていたところに参加できる子供たちが参加するという形を想定している。

それから、小学6年生・中学1年生を対象とする理由についてであるが、小学6年生に関しては、中学校からリスタートするというようなタイミングで、ここで学習について我々とつながった上で、「中学校になったら頑張ってみようか。」という後押しをしたいという考えがある。

中1にしたのは、やはり2年後に進学などの出口が決まっているため、中1の段階で働きかけをして、中2、中3に向けてエネルギーを持って向かっていけるよう支援することを想定して設定している。

○金津委員

その理由を聞いたら、ますます非常に素晴らしい事業だと感じた。

それに関連付けてお聞きしたいと思うが、いじめについては最初の報告でいろいろな取組などで成果が出ているのであろうということが推察できたが、先ほど不登校の子供が500人以上いるという説明もあり、報道でも全国的にも不登校が増えているとのことであった。先日の新聞でも、島根県でも不登校の子供が過去最大の数になっているという記事があった。去年の数値報告においてもそれが見て取れたが、そのとき

に「コロナとの関連性はどうなのか。」ということをお聞きした際に、「いろいろ分析してみる。」ということであったが、その後の不登校の状況や、いじめとの関連性などの状況について教えていただきたいと思う。

○生徒指導推進室

不登校について、コロナとの関連があるかということについては、これは多くの学識者等が指摘している。少なからず関連はあるだろうということで、集団生活が十分できない、なじめないということが増え、それが慢性的になっていくということを指摘する方もいる。

松江市の状況については、12月から1月にかけて保護者や不登校にある子供たちに対して実態調査を行ったところである。今、分析をしているところであるが、コロナとの関連に併せて、いじめが原因・要因ではないかということも散見されているところである。子供たちがなかなか学校に向かえないことに対して、本人も家族もその理由を探さないといけない中で、あることをきっかけとして少し行きにくくなったという理由は分かるが、そのことは重く受け止めた上で、それならば何ができるか、我々としてもしっかり考えて進めていきたいと考えているところである。

○金津委員

その調査結果を基にいろいろな対策を立てて、成果が出るようにしていただきたいと思う。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

○多々納委員

令和3年に不登校が500人もいるということで、これはすごい数である。やはり子供たちとつながる、あるいは学力の向上につなげるというのは非常に良い試みだと思うので、オンライン授業の配信においては子供たち全員に配付されたタブレットの機能をうまく活用していただいて、是非実証事業を成功させていただいて、全員にこういう取組が普及できるようにお願いしたいと思う。

もう1点、32ページの留守番電話機能の整備事業についてであるが、やはり先生方の負担を軽減するために留守番電話機能を整備することは非常に重要だと思うので、これも是非うまく活用していただいて、先生方が本業に集中できるようにお願いできたらと思っている。

以上である。

○教育総務課

今、学校の留守番電話についてのお話をいただいた。おっしゃるとおり、やはり時間外に電話が鳴ると、どうしても取ってしまうというところがある。今、考えているのは、電話をかけると留守番電話の応答サービスで「本日の業務は終了しました。」という音声流れるようにすることである。

今年度の事業で、各学校に携帯電話の配付が終了する予定となっている。その際は「こういう場合はこの電話にかけ直してほしい。」というように、緊急でやむを得ない事情については携帯電話にかけていただくよう周知し、必ず学校とつながるようにきちんと生命線を残していきたいと思っている。

そのため、「これは明日でも良いか。」というような電話についてはその後のアクションは起きないと思っているので、それは留守番電話の応答サービスで対応することによって、少しでも学校の先生方の働き方改革につながればと思っている。

3ヵ年での計画であるが、これもまた財政部局と協議をしながら、できるだけ早く導入できる学校が増えるように努力してまいりたいと思っている。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

○原田委員

先ほどの留守番電話についてであるが、留守番電話が入ることについて保護者には何か説明みたいなことはされているのか。例えば、「連絡事項は連絡帳でしてほしい。」など、そういう具体的な告知はされているのか。

○教育総務課

今、御意見をいただいて、少しハッとしたところもあるのだが、そういうことも併せてやっていきたいと思う。おっしゃったように、保護者の方もどうしても仕事をしているためその時間しかかけられないということもあると思うので、緊急でない場合は、例えばメールで送るなど、併せて御案内していきたいと思っている。貴重な御意見、感謝する。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

……………質問・意見なし……………

令和5年度の予算は前年並みが確保されているが、財源不足で随分貯金を取り崩して予算組みをしている。このまま貯金を使い尽くすと、何年か先に破綻するぐらいの勢いで今年使っている。

その中で、教育費をこれだけ増やしていただいたということであるため、職員にも「予算がつくということは、仕事をするということだ。」と言っている。我々もしっかり子供たちのために頑張っていきたいと思っているため、よろしくお願いをしたいと思う。

それでは、お諮りをしたいと思う。議第49号について、承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第49号は承認された。

【議第50号 教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行について】

○教育総務課

議案は37ページからとなる。本議案については、この度の松江市議会定例会に提出される松江市事務分掌条例の一部を改正する条例案による組織再編に伴い、地方自治法第180条の7の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務を補助執行する職員について変更協議があり、変更することに同意する旨を42ページのとおり回答するものである。協議書については39ページのとおりである。

協議の内容については、幼稚園に関する事務を補助執行する職員について、現在は子育て部長及び子育て部の職員となっているが、先ほど申し上げた改正する条例案に

において、子育て部の名称をこども子育て部に改めるとの提案がなされているため、それに伴ってこども子育て部長及びこども子育て部の職員へ変更するものである。

地方自治法第 180 条の 7 では、教育委員会の権限に属する事務の一部を市長と協議して市長の補助機関である職員等に補助執行させることができる旨が規定されている。協議が必要となる教育委員会の権限に属する事務は、幼稚園に関することである。

議案の 41 ページに松江市事務分掌条例の一部を改正する条例案を掲載している。先ほど説明したとおり、子育て部の名称をこども子育て部に変更するという提案がなされているところである。

この提案の理由としては、常に子供の視点に立ち、子供の最善の利益を第一に考え、こども真ん中社会の実現に向けて取り組むことを表すため、こども子育て部に名称を変更するということである。

なお、議第 50 号により変更協議の同意が承認され、松江市事務分掌条例の一部を改正する条例案が可決された上は、3 月に開催をする教育委員会会議において、松江市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正案についてお諮りする予定としている。

説明は以上である。よろしくお願いします。

○藤原教育長

説明が終わった。何か質問や意見あるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、お諮りをしたいと思う。議第 50 号について、承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第 50 号は承認された。

【議第 51 号 松江市社会教育委員の委嘱について】

○生涯学習課

議案は 43 ページである。社会教育委員は、社会教育法に基づき教育委員会が委嘱をしている委員で、社会教育に対する助言や提言、社会教育施策や事業についての審議等をお願いしている。

現在の委員は、令和３年４月１日から令和５年３月３１日までの２年間の任期となっているが、選出団体の役員改選により、任期途中で委員１名の辞職があったため、後任の委員の委嘱についてお諮りするものである。

４３ページのとおり、委嘱する委員は民生児童委員協議会連合会からの選出である藤原知一様である。

任期は、現委員の残任期間である令和５年３月３１日までとなる。

次の４４ページには委員の新旧一覧表を載せているため、確認をお願いする。

説明は以上である。よろしく願います。

○藤原教育長

説明が終わった。何か質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、お諮りをしたいと思う。議第５１号について、承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第５１号は承認された。

【議第５２号 松江市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について】

【議第５３号 松江市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について】

【議第５４号 松江市立図書館規則の一部改正について】

○生涯学習課

議第５２号と、続く５３号、５４号は関連があり、一括で説明をさせていただいてもよろしいか。

○藤原教育長

承知した。そのようにしていただく。

○生涯学習課

では、45 ページの議第 52 号から議第 54 号まで一括して説明を行う。

まず、議第 52 号は松江市公民館の設置及び管理に関する条例についてである。そして、議第 53 号は松江市立図書館の設置及び管理に関する条例についてである。それぞれ一部を改正する条例の制定について 2 月議会で松江市長に調製依頼することについてお諮りするものである。あわせて、議第 54 号は松江市立図書館規則の一部を改正することについてお諮りするものである。

全て同一の理由による改正であるが、現在東出雲では、既存の東出雲保健相談センターの施設を有効活用して、公民館、図書館、支所、子育て支援センター、地域包括支援センターという 5 つの機能を持つ複合施設を建設整備中である。工事は順調に進んでおり、予定どおり令和 5 年 5 月末にしゅん工・引渡しの予定となっている。

その後、移転作業を行い、新しい施設での運営を開始するにあたって、施設の所在地を変更する必要があるため、該当する施設の設置条例及び規則を一部改正するものである。

45 ページの公民館の設置条例については、東出雲公民館の所在地を変更するものである。47 ページの図書館の設置条例及び 49 ページの図書館規則については、東出雲図書館の所在地を改めるものである。

新しい施設の所在地は、松江市東出雲町揖屋 1216 番地 1 である。

施行期日は、施設の開館日である令和 5 年 6 月 19 日とする。

それぞれ新旧対照表を裏面に載せているため、御確認いただきたいと思う。

説明は以上である。よろしくお願いします。

○藤原教育長

説明が終わった。東出雲の複合施設の整備に伴う関連条例が 3 件ということで、一括の説明が行われたところである。質疑についても一括で行いたいと思う。何か質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

採決は議案ごとに行いたいと思う。

まず、議第 52 号について、承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第 52 号は承認された。

続いて、議第 53 号について、承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第 53 号は承認された。

続いて、議第 54 号について、承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第 54 号は承認された。

5 その他報告【4 件】

○藤原教育長

本日、その他報告が 4 件提出されている。

それでは、事務局から報告をお願いする。

【その他報告(1) 令和 5 年度松江市立皆美が丘女子高等学校入学者選抜の志願状況について】

○皆美が丘女子高

議案集は 51 ページである。

まず、1 番の推薦選抜の結果であるが、試験は去る 1 月 19 日、本校において実施している。

普通科は、入学定員 90 名の約 25%にあたる 22 名の推薦定員に対し、志願者数は昨年度より 10 名減の 11 名であった。国際コミュニケーション科は、入学定員 30 名の 40%にあたる 12 名の推薦定員に対し、志願者数は昨年度より 1 名増の 4 名であった。合計すると、昨年度より 9 名減の 15 名が志願し、全員合格内定としている。

続いて、2 番の一般選抜の志願状況についてであるが、これは 2 月 2 日現在の一般選抜の志願締切り時点での数値であるため、今後、志願変更により変動する可能性があることを御承知おきいただきたい。

普通科は入学定員から推薦選抜の合格内定者を除く 79 名が募集定員であり、これに対して志願者数が 81 名で競争率は 1.03 倍となっており、昨年度より 0.26 ポイントアップした。

一方で、国際コミュニケーション科は入学定員から推薦選抜の合格内定者数を除く 26 人が募集定員であり、これに対して志願者数が 7 名で競争率は 0.27 倍となってお

り、昨年度より 0.51 ポイントマイナスとなった。

トータルでは、募集定員 105 名に対して志願者数 88 名で、競争率は 0.84 倍となり、昨年度より 0.07 ポイントアップしている。

参考として、3 番に過去の一般選抜の状況を掲載しているので、御確認いただきたいと思う。

4 番目の入学者選抜の日程についてであるが、志願者の変更の受付は本日と明日の両日で行う予定にしている。それで最終の一般選抜の志願者数が確定する。そして、3 月 7 日が学力検査、3 月 16 日が合格発表、その後に 2 次募集を行い、3 月 24 日に合格発表という日程になっている。

現段階までの報告であるが、また来月の教育委員会会議において、この後の経過についてまた報告をさせていただきたいと思っている。

説明は以上である。

○藤原教育長

説明が終わった。何か質問や意見はあるか。

○塩川委員

全体としては、昨年度に比べて入学の志望状況は少しアップしたということであるが、国際コミュニケーション科の志望者がかなり少なくなっているという状況である。国際コミュニケーション科についてはいろいろ努力や啓発もしておられると思うのだが、志望者の減少については何か要因が考えられるか。

○皆美が丘女子高

昨年度に比べて競争率が下がっていることの原因については、まだ分析しかねている。国際コミュニケーション科も普通科も、昨年以上にいろいろなところでお話をさせていただいたつもりであるが、その結果がこの数字になったのはなぜかということの分析をこれからしていく。ただ、やはり国際コミュニケーション科が何を目指して、何に向かっていて、その先どうなるのかということについて、まだ中学校の皆さんに明確にお伝えできていないのかもしれないということを今後の課題としてとらえているので、その点について今後お話させていただくなり、中学校の先生に御説明を申し

上げるなりしていかなければならないと受け止めているところである。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

○原田委員

推薦について、これは全部学業推薦ということか。

○皆美が丘女子高

学業・スポーツという区分は特段設けていない。本校の求める生徒像があるが、その求める生徒像に合って、「自分はここで学びたい。」と思っている生徒に応募いただき、中学校の校長先生に推薦いただいたという流れである。

○原田委員

ハンドボールやダンスなどが結構有名になってきたと思っているが、そちらの部活から中学校へ勧誘に行くなどといったことはなさっているのか。

○皆美が丘女子高

ハンドボールもダンスも中学校に部活動がないため、「この部活動に」という勧誘はしていない。ただ、中学校にもあるバレーボールやバスケットボールなどの部活動については、中学校の校長先生の許可を得て、顧問が御説明に伺っている。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、その他報告（1）については以上とする。

【その他報告（2） 松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について】

○生涯学習課

この度、国が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、該当する7つの条例、これは認定こども園、家庭的保育事業、指定通所支援事業、放課後児童健全育成事業など、7つの事業の条例のことであるが、該当するものについて、国の基準に準じた改正を行うものである。

今回の主な改正の内容としては、安全計画等の策定及び自動車運行時の児童の所在確認の義務化、懲戒権に係る規定の廃止等になる。

本日報告するのは、放課後児童健全育成事業に係る基準条例である。54ページから新旧対照表を用いて説明をさせていただこうと思う。

まず、第6条の安全計画の策定についてである。児童の安全確保に関する計画の策定等を義務付けるものである。

次のページの第12条の業務継続計画の策定等については、この計画の策定、周知や必要な研修等の実施が努力義務となる。

一番下のところからの第13条の衛生管理等については、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練の実施が努力義務となる。

条例の施行期日は令和5年4月1日であるが、安全計画の策定については、国の基準にのっとり、経過措置を設けている。

説明は以上である。

○藤原教育長

説明が終わった。何か質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、その他報告（2）については以上とする。

【その他報告（3） 松江市総合文化センター大規模改修（建築）工事の請負変更契約締結について】

○生涯学習課

現在、総合文化センターは、本年度の4月から休館しており、大規模改修中である。工事を進めていく上で、建築工事において、1,000万円を超える変更契約を結ぶ必要が生じ、この度議会にお諮りをするため、報告するものである。

変更の主な理由は記載のとおりであり、労務単価の変更、屋根下地補修の追加、避

難階段の追加、外壁の改修工法の変更などによるものである。

労務単価については、発注のタイミングとして、令和３年度の旧労務単価を適用していたため、この度令和４年度の単価に変更をするものである。

屋根下地補修の追加については、実際に工事を進める中で、下地材の腐食が想定より進んでいることが判明し、追加の工事が必要となったものである。

避難階段の追加については、発注後に利用者懇談会からの強い要望があり、再検討した結果、追加工事を実施することになったものである。

外壁の改修工法の変更については、外壁の仕上がり面について、設計段階では、アスベストの含有はないというように見込んでおり、アスベストがないということを前提とする工法を予定していたのだが、事前に調査をした結果、下地の調整材にアスベストの含有が認められたということで、工法の変更が必要になったものである。

いずれも契約締結時とは状況が変わって、変更を要するものである。ほかにもいくつか変更をするものがあるが、これが主な理由となっている。

これらの変更による増額が３,９８９万４,８００円であり、変更後の契約金額は９億３,４１９万４,８００円となる。

契約の相手方は、松江土建・まるなか建設・豊洋特別共同企業体である。

事業の実施期間は、令和４年７月７日から令和５年１２月１５日までである。

説明は以上である。

○藤原教育長

説明が終わった。増額の内訳で一番多い要素はどれか。

○生涯学習課

外壁のアスベストの含有の関係で工法が変更になったものであり、その外壁の工法変更による増額が諸経費込みで約１,７７６万円である。これが一番大きなものである。

その次が避難階段の追加である。これは、今まで地下の部分に小ホールがあり、そこから外に出ることができる簡易な階段があったのだが、それは特に消防法上必ず必要というものではなかったため、この度は改修まで考えてはいなかった。しかし、なかなか今の状況だととても登りづらい、使いづらいものであって、地下で何かがあったときに避難する手段としてやはり必要なのではないかという強い要望があったこと

や、当方でも必要性を感じたため、避難階段という形で使いやすいものに変更するものである。これが諸経費込みで 565 万円の増である。

○藤原教育長

何か質問や意見はあるか。

………質問・意見なし………

それでは、その他報告（3）については以上とする。

【その他報告（4） 松江市総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について】

○生涯学習課

改正要旨としては、松江総合文化センターの改修に伴い、利用料金の基準額を改めるものである。

改正内容としては、現在、令和 6 年 4 月のリニューアルオープンを目指して大規模改修を行っている総合文化センターについて、大規模改修に伴う貸館施設の廃止や新設、名称変更を行うとともに、利用料の基準額改定を行うものである。

カラー刷りの大規模改修の図面をお配りしているため、それを基に説明をさせていただきます。

まず、廃止する施設についてであるが、図面の赤色部分となる。2 階の視聴覚室はリニューアル後は常設の学習室とする。料金設定のない学習室に変更する。

新たに料金設定をする施設は青色部分である。大ホールに隣接するホワイエについては、これまでは大ホールの貸出しに付随するものとしていたが、多目的に利用しやすいように、この度音響の調整等も実施している。ホワイエのみの独立した利用の申込みに対応できるように料金設定をする。

また、多目的室 2 は、開館当時にはスタジオとして整備をしていたが、現在は倉庫として活用している。その部分を改修して、レッスンやリハーサルなどにも使えるような部屋としてこの度新設する。

隣の小会議室 2 についても、現在は倉庫として利用しているが、ちょっとした会議にも使えるような形で整備して、貸館施設として利用したいと思っている。

あと、黄色い部分については、名称変更をしたところである。利用のイメージがし

やすいように、いくつか名称を変更する。基本的な考え方としては、音楽の演奏場所としても使えるような部屋については多目的室という名前にして、会議室などの利用に適した部屋は会議室とし、大・中・小の会議室というような形で、利用のイメージがしやすいように名前を変えたいと思っている。

なお、料金については、公共施設利用料設定の基本方針というものがあり、それに基づいて算出をしている。61 ページから新旧対照表を載せているため、御確認いただきたい。

この基本方針は平成 26 年に松江市が策定をしており、提供する行政サービスに対する料金算出を統一する方針として活用している。施設の利用者と利用しない人との負担の公平性を確保するために、施設の維持管理に要する費用を把握した上で、サービスの特性に応じた受益者負担割に応じて料金を算出するものである。

あと、基本方針では、改定の際には現行の料金の 1.3 倍を上限とするということになっているため、改定額の多くはそのルールに沿ったものとなっている。

また、現在、学校や文化・音楽団体に対する減免措置も実施している。市民の文化活動の促進を図るため、リニューアル後も現行の減免制度は維持してまいりたいと考えている。

施行期日については、施設の再開に向けて準備や予約の受付を行うために、令和 5 年 4 月 1 日としている。

なお、先ほどの令和 5 年度当初予算に関する議案でも説明があったように、図書館部分については先行して令和 5 年 10 月のオープンを予定している。その図書館の再開に併せて、利用再開に向けた工事等が終了していて、利用可能な施設については先行して再開したいと考えている。

説明は以上である。

○藤原教育長

説明が終わった。先ほど最初に説明があった視聴覚室を廃止して学習室にするということについては、不足が指摘されている自学室を新たに作るということである。児童生徒が自由に使える空間であるが、これは何席か。

○生涯学習課

大体 40 席ぐらいを想定している。

○藤原教育長

それぐらいは増えるということである。

○原田委員

あの段は付いたままなのか。

○生涯学習課

段があったところについては、利用しやすいように段をなくして平らにする。

○藤原教育長

デザインにもこだわって、良い空間にしたいと思っている。

何か質問や意見はあるか。

………質問・意見なし………

それでは、その他報告（4）については以上とする。

6 次回教育委員会会議の予定

【令和 4 年度第 12 回教育委員会会議】

日時：3 月下旬

場所：教育委員会室

7 その他

○藤原教育長

事務局から何かあるか。

………特になし………

8 閉会宣言（藤原教育長）